

難病の指定医研修を修了したことを証明する確認シートの 解答と参照事項一覧

1. 難病の指定医申請は主たる勤務先の医療機関が所在する市町窓口へ申請する。

答え ⇒ ×

(解説) 別紙「難病の医療費助成制度について」13 ページ目参照

2. 指定医とは、臨床調査個人票を作成するための医師個人を対象とした資格である。

答え ⇒ ○

(解説) 別紙「難病の医療費助成制度について」11～14 ページ目参照

3. 指定難病医療費助成の対象となるのは、指定医療機関で受けた、指定難病およびその指定難病に付随して発生する傷病に関する医療に限られ、すべての医療が対象になるわけではない。

答え ⇒ ○

(解説) 別紙「難病の医療費助成制度について」8、16 ページ目参照

4. 臨床調査個人票に記載する事項全般については、他院の情報に基づくものでもよい。

答え ⇒ ○

(解説) 別紙「臨床調査個人票の作成について」の「3 臨床調査個人票の作成に当たっての留意事項」を参照

5. 厚生労働省が定める診断基準を満たすだけでは医療費助成の対象とならず、重症度分類または軽症高額特例の基準を満たしている必要がある。

答え ⇒ ○

(解説) 別紙「難病の医療費助成制度について」5、6 ページ目参照

裏面へつづく

6. 指定難病医療費助成制度では、疾患ごとに診断基準が異なり、また、Definite 以外に Probable や Possible を含めて医療費助成の対象となる疾患が存在する。

答え ⇒ ○

(解説) 厚生労働省のホームページの各疾患の認定基準を参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

7. 臨床的に指定難病の罹患が疑われる症例であっても、厚生労働省の定める診断基準を満たしていない限り、医療費助成の対象とならない。

答え ⇒ ○

(解説) 別紙「臨床調査個人票の作成について」の「3 臨床調査個人票の作成に当たっての留意事項」を参照

8. 重症度分類に関する事項は臨床調査個人票作成時から直近6か月間で最も悪い状態を記載する必要がある。

答え ⇒ ○

(解説) 別紙「臨床調査個人票の作成について」の「3 臨床調査個人票の作成に当たっての留意事項」を参照

9. 難病の指定医は、一度指定を受ければ、更新の手続きの必要はない。

答え ⇒ ×

(解説) 別紙「難病の医療費助成制度について」12、14ページ目参照

10. 難病の指定医療機関は、5年ごとに更新を受ける必要がある。

答え ⇒ ×

(解説) 別紙「難病の医療費助成制度について」19ページ目参照